

転出届

青森市から市外へ引っ越しされる方へ

手続チェックシート

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

| 住所異動 | No | 異動者 | チェック | 職員使用欄 総合窓口 | 手続 | 必要なもの | よる 代理 手人 続に | しま 完了 した | く た さい て | お 手 続 し て | 青森地区の 担当課 (お問い合わせ先) | 浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先) |
|------|-------|-------|------|---------------|----|--|---|----------------|-------------------|--|---|--|
| | 1 | 日本人の方 | | | | 転出届 新しい住所地に引っ越しする前または転出後14日以内 | <ul style="list-style-type: none"> ○届出人の本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード等） ○マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（お持ちの方） ※特例転出の手続をします。数字4桁の暗証番号が必要です。 ※転出後14日を過ぎて転出届出をした場合、カードが失効しますのでご注意ください。 ○委任状(代理の方が届出する場合) ※転出前に同一世帯の方が届出をする場合は不要です。 | 可 | | | 駅前庁舎(1階) 市民課 ③番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241 支所等 | 浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128 |
| 2 | 外国人の方 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ○届出人の本人確認書類（在留カード、特別永住者証明書、運転免許証等） ○マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（お持ちの方） ※特例転出の手続をします。数字4桁の暗証番号が必要です。 ※転出後14日を過ぎて転出届出をした場合、カードが失効しますのでご注意ください。 ○委任状(代理の方が届出する場合) ※転出前に同一世帯の方が届出をする場合は不要です。 | 可 | | | 駅前庁舎(1階) 市民課 ③番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241 | | |

～以下は、転出に伴って必要となる手続きです～

- ・★マークの手続きは、住民異動届と合わせて、駅前庁舎市民課で手続きができます。なお、手続きの内容によっては、担当課をご案内する場合がありますのでご了承ください。
- ・「代理人による手続き」欄に「可」の記載がある手続きは、代理人による手続きが可能ですが、その際に必要となるものは手続きにより異なりますので、担当課へお問い合わせください。

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

| No | あてはまる方はいますか？ | | チエック | 職員総合窓口 使用欄 | 説明 | 本人による手続きの際に必要なもの (代理人による手続きの際は担当課へ お問い合わせください。) | 代理人による 手続きに よりましたか | お手続き 完了した 後 | 青森地区の 担当課 (お問い合わせ先) | 浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先) | | | |
|------------|--------------|--|-----------------|---------------|----|---|----------------------------|-------------------|---|--|---|--|--|
| | ★ | ☆ | | | | | | | | | | | |
| マイナンバーカード等 | 3 | マイナンバーカードをお持ちの方 | | | 説明 | <p>新住所地の市区町村でマイナンバーカードを提示し、転入、継続利用の手続きをしてください。</p> <p>転出予定日から30日以内、または新しい住所に住み始めた日から14日以内のいずれか早い日までに転入の届出をしない場合、マイナンバーカードが失効します。この場合、マイナンバーカードで転出の手続きをした方は、青森市役所で転出証明書に準ずる証明書等の交付申請が必要となります。また、転入の届出後90日以内に継続利用の手続きをしない場合や継続利用の手続きをしないまま他市区町村へ転出した場合もマイナンバーカードが失効します。マイナンバーカードが失効した場合、必要な方は新住所地の市区町村でマイナンバーカードの再交付申請(手数料:カード800円、電子証明書200円)をしてください。</p> | | | 駅前庁舎(1階) 市民課 ④番窓口 (マイナンバーチーム) ☎017-718-0440 支所等 | 浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128 | | | |
| | 4 | マイナンバーカードで署名用電子証明書を利用している方(e-Tax等を利用する方) | | | 説明 | <p>新住所地の市区町村で発行の手続きをしてください。</p> <p>住所変更により署名用電子証明書が失効するため、必要な方は、マイナンバーカードおよび暗証番号(6～16桁の英数字)を用意し、新住所地の市区町村に申請してください。</p> | | | | | | | |
| | 5 | マイナンバーカードを申請中の方 | | | 説明 | <p>受取が可能な場合がありますので、受付担当にご確認ください。なお、青森市で受取されなかった場合は、転出の届出により申請が取消しとなりますので、新住所地の市区町村にお問い合わせください。</p> | | | | | | | |
| | 6 | マイナンバーの通知カードをお持ちの方 | | | 不要 | <p>令和2年5月25日以降、通知カードの記載変更は行っていませんので、新住所地でも提出は不要です。</p> | | | | | | | |
| | 7 | 住民基本台帳カードをお持ちの方 | | | 説明 | <p>新住所地の市区町村で住民基本台帳カードを提示し、転入、継続利用の手続きをしてください。</p> <p>転出予定日から30日以内、または新しい住所に住み始めた日から14日以内のいずれか早い日までに転入の届出をしない場合、住民基本台帳カードが失効します。この場合、住民基本台帳カードで転出の手続きをした方は、青森市役所で転出証明書に準ずる証明書等の交付申請が必要となります。また、転入の届出後90日以内に継続利用の手続きをしない場合や継続利用の手続きをしないまま他市区町村へ転出した場合も住民基本台帳カードが失効します。住民基本台帳カードが失効した場合、必要な方は新住所地の市区町村でマイナンバーカードの交付申請をしてください。</p> | | | | | | | |
| | 8 | 住民基本台帳カードで電子証明書を利用している方(e-Tax等を利用する方) | | | 説明 | <p>新住所地の市区町村でマイナンバーカード(電子証明書を含む)の交付申請手続きをしてください。</p> <p>住所変更により電子証明書が失効するため、電子証明書の新規発行が必要な方はマイナンバーカードの取得が必要となります。詳しくは新住所地の市区町村にお問い合わせください。</p> | | | | | | | |
| | 9 | ★ 国外へ転出する方 | 住民基本台帳カードをお持ちの方 | | | 修正 | 住民基本台帳カードの返納(住民基本台帳カード返納届) | ○住民基本台帳カード | | | 可 | | |
| | | | マイナンバーカードをお持ちの方 | | | 修正 | マイナンバーカードの国外継続利用手続きまたは返納 | ○マイナンバーカード | | | 可 | 駅前庁舎(1階) 市民課 ④番窓口 (マイナンバーチーム) ☎017-718-0440 ※支所での手続き不可 | |

支所等は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

| No | あてはまる方はいますか? | チェック | 総合窓口 職員使用欄 | 手続 | 本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際は担当課へお問い合わせください。) | 代理人による手続に しましたか? | お手続きして ください | 青森地区の 担当課 (お問い合わせ先) | 浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先) |
|----|---|---------|---------------|---|--|--|----------------|--|--|
| | | | | | | | | | |
| 10 | ★ 印鑑登録をしている方 | | | <p>あおもり市民カード(印鑑登録証)の返納</p> <p>やむを得ず窓口に来られない場合は、ご自身で破棄してください。</p> <p>印鑑登録を希望する場合は、新住所地の市区町村で新たな印鑑登録の手続が必要です。</p> | ○あおもり市民カード(印鑑登録証) | 可 | | <p>駅前庁舎(1階) 市民課 ⑤番窓口 (住民情報f-4) ☎017-734-5241</p> | <p>浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口f-4) ☎0172-62-1128</p> |
| 11 | 転出先が施設または病院 | 当日受付は転記 | 38 | 待機依頼 | <p>住所地特例手続 (国民健康保険資格異動届)</p> <p>届出日から14日以内</p> | <p>○転出する方の国保の資格確認書 ※マイナ保険証を保有する方の国保の資格情報のお知らせは手続の際必要ありません。 ○世帯主および転出する方のマイナンバーがわかるもの(持参している場合) ※詳細は11ページ参照</p> <p>※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転出の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡しますとの、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。</p> | 可 | | <p>駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格f-4) ☎017-734-5493</p> |
| | | | | | <p>修学中の特例申請 (国民健康保険マル学申請書)</p> <p>届出日から14日以内</p> | <p>○転出する方の国保の資格確認書 ※マイナ保険証を保有する方の国保の資格情報のお知らせは手続の際必要ありません。 ○在学証明書または学生証の表・裏のコピー(すぐに入手出来ないときは、入学許可証をお持ちください。) ○世帯主および転出する方のマイナンバーがわかるものと届出人の本人確認書類(持参している場合) ※詳細は11ページ参照</p> <p>※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転出の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡しますとの、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。</p> | 可 | | |
| | | | | | <p>世帯主変更手続 (国民健康保険資格異動届)</p> <p>新しい国保の資格確認書、資格情報のお知らせの交付</p> <p>届出日から14日以内</p> | <p>○転出する方の国保の資格確認書 ○残る世帯の国保加入者全員分の国保の資格確認書 ※マイナ保険証を保有する方の国保の資格情報のお知らせは手続の際必要ありません。 ○限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証(お持ちの方) ○特定疾病療養受療証(お持ちの場合) ○世帯主および転出する方のマイナンバーがわかるもの(持参している場合) ※詳細は11ページ参照</p> <p>※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転出の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡しますとの、上記のものとあわせて担当課へお持ちください。</p> | 可 | | <p>浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金f-4) ☎0172-62-1153</p> |
| 12 | 国民健康保険に加入している方 または 国保加入者がいる世帯の世帯主の方 | 当日受付は転記 | 39 | 待機依頼 | | | | <p>駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格f-4) ☎017-734-5493</p> | |
| 13 | 世帯主が転出し、残る世帯に国保加入者がいる | 当日受付は転記 | 40 | 待機依頼 | | | | <p>駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格f-4) ☎017-734-5493</p> | 支所等 |

印鑑登録

国民健康保険

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

| No | あてはまる方はいますか？ | | チェック | 総合窓口 職員使用欄 | 手続 | 本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際は担当課へお問い合わせください。) | よ 代 理 人 手 続 に し ま し た お 手 続 し て く だ さ い | 後 日 手 続 し て く だ さ い | 青森地区の 担当課 (お問い合わせ先) | 浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先) |
|----|--|---|-------------|---------------|----------------|--|--|--|---|---|
| | ★ | ☆ | | | | | | | | |
| 14 | | ★ 世帯全員の転出(残る世帯に国保加入者がいない)または世帯主以外の世帯員のみ の転出 | 当日受付は 転記 | 41 | 回収・待機依頼 | 国保の資格確認書の返還 (国民健康保険資格異動届) ○転出する方の国保の資格確認書 届出日から14日以内 | 可 | | 駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格チーム) ☎017-734-5493 | |
| 15 | 国民健康 保険に加入 している方 または 国保加入 者がいる 世帯主の方 | ★転出日前日 までの国保の 資格確認書の 利用を希望す る | 当日受付は 転記 | 42 ① | 待預 機依 頼・ | 有効期限の修正 (国民健康保険資格異動届) ※国保の資格情報のお知らせはご自身で破棄してください。 ※いずれも、郵送での返還が可能です。持参していない場合は、後日担当課へ郵送してください。 ○世帯主および転出する方のマイナンバーがわかるもの(持参している場合) ※詳細は11ページ参照 | 可 | | | |
| 16 | | ★国保の資格 確認書を紛失 した | 当日受付は 転記 | 42 ② | | 国保の資格確認書の紛失 手続(紛失届) 後日、郵送で税額変更通知書をお送りします。詳しくは担当課へお問い合わせください。 | 可 | | 支所等 | |
| 17 | | 国外へ転出する | 当日受付は 転記 | 43 | 待機 依頼 | 国保の資格確認書の返還(持参している場合) ※転出後、国内で本人の代わりに通知書等を受け取る方をお知らせください。 ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転出の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、担当課へお持ちください。 | 可 | | 駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑧番窓口 (国保税チーム) ☎017-734-5340 | 浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153 |
| 18 | | ★ 限度額適用認定証 または限度額適用・標準負担額 減額認定証をお持ちの方 | 当日受付は 転記 | 44 | 回収 | 認定証の返還 ○限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証 | 可 | | | |
| 19 | | ★転出日前日 までの認定 証の利用を希望する | 当日受付は 転記 | 45 | 待預 機依 頼・ | 認定証の修正 | 可 | | | |
| 20 | | ★ 妊産婦十割給付医療証をお持ち の方 | 当日受付は 転記 | 46 | 回収 | 医療証の返還 ○青森市妊産婦十割給付医療証 | 可 | | 駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑫番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5343 | |
| 21 | | ★転出日前日 までの医療 証の利用を希望する | 当日受付は 転記 | 47 | 待預 機依 頼・ | 医療証の修正 | 可 | | | |
| 22 | | ★ 特定疾病療養受療証をお持ちの 方 | 当日受付は 転記 | 48 | 回収 | 受療証の返還 ○特定疾病療養受療証 | 可 | | | |
| 23 | | ★転出日前日 まで受療 証の利用を希望する | 当日受付は 転記 | 49 | 待預 機依 頼・ | 受療証の修正 ※転出先で加入する健康保険で特定疾病療養受療証の交付を受ける方は、後日、担当課へ郵送してください。 | 可 | | | |

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

| No | あてはまる方はいますか? | | チェック 転記 | 職員 総合 使用 窓口 欄 | 手続 | 本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際は担当課へお問い合わせください。) | 代理人 による 手続に よりました かどうか お手続き して ください | 青森地区の 担当課 (お問い合わせ先) | 浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先) |
|--|--|----------------------|-------------|---------------------------|----------|---|--|---|---|
| | ★ 県内で転出する | ★ 特定疾病療養受療証をお持ちの方 | | | | | | | |
| 24 | ★ 県内で転出する | | 当日受付は 転記 | 50 | 回収 | 後期高齢者医療の資格確認書の返還 ○後期高齢者医療の資格確認書 後日、郵送で保険料変更通知書をお送りします。詳しくは担当課へお問い合わせください。 | 可 | | |
| 25 | 後期高齢者医療制度に加入している方 転出する方が世帯主で残る世帯に国保加入者がいる | | 当日受付は 転記 | 51 | 待機 依頼 | 世帯主変更手続 (国民健康保険資格異動届) ○残る世帯の国保加入者全員の国保の資格確認書 ○限度額認定証(お持ちの場合) ○特定疾病医療受療証(お持ちの場合) ○マイナンバーのわかるもの (持参している場合) ※詳細は11ページ参照 届出日から14日以内 ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転出の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡しますの で、上記のものとおわせて担当課へお持ちください。 | 可 | 駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格F-M) ☎017-734-5493 | |
| 26 | ★ 県外へ転出する | | 当日受付は 転記 | 52 ① | 待機 依頼 | 負担区分等証明書の交付申請 ○後期高齢者医療の資格確認書(持参している場合) ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転出の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡しますの で、上記のものとおわせて担当課へお持ちください。 | 可 | | 浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金F-M) ☎0172-62-1153 |
| 27 | ★ 国外へ転出する | | 当日受付は 転記 | 52 ② | 待機 依頼 | 後期高齢者医療保険料の清算 ○後期高齢者医療の資格確認書(持参している場合) ※転出後、国内で本人の代わりに通知書等を受け取る方をお知らせください。 ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転出の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡しますの で、担当課へお持ちください。 | 可 | 駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑧番窓口 (国保税F-M) ☎017-734-5340 | |
| 28 | ★ 特定疾病療養受療証をお持ちの方 | | 当日受付は 転記 | 54 | 回収 | 受療証の返還 ○後期高齢者医療の資格確認書 ○特定疾病療養受療証 ※転出先で加入する健康保険で特定疾病療養受療証の 交付を受ける方は、後日、担当課へ郵送してください。 | 可 | 駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑫番窓口 (国保給付F-M) ☎017-734-5343 | |
| 国民年金加入者の方(20歳から60歳まで) | | | | | | | | | |
| 29 | 第3号被保険者で、年金を まだ受給していない | | 説明 | | | 扶養している方の勤務先で手続をしてください。 | | 扶養している方の勤務先 | |
| 第3号被保険者・・・厚生年金、共済組合の加入者に扶養されている配偶者 | | | | | | | | | |
| 30 | 第1号被保険者で、年金を まだ受給していない | | 説明 | | | 手続きは不要です。 マイナンバーがわかるものをお持ちでない方は、新住所地の市区町村へお問い合わせください。 | | 駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑪番窓口 (国民年金F-M) ☎017-734-5352 | 浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金F-M) ☎0172-62-1153 |
| 第1号被保険者・・・自営業者、農業者、漁業者、学生および無職の方とその配偶者 | | | | | | | | | |

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

| No | あてはまる方はいますか? | チェック | 総合窓口 職員使用欄 | 手続 | 本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。) | 代理人 による 手続に した 完了 した 後 日 | お 手 続 し て く だ さ い | 青森地区の 担当課 (お問い合わせ先) | 浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先) | |
|------------|--------------|--|---------------|------|--|---|--|---|--|---|
| | | | | | | | | | | 可 |
| 国民年金・農業者年金 | 31 | 国外に転出する第1号被保険者で、年金をまだ受給していない | | 待機依頼 | 資格喪失手続 (国民年金被保険者関係届書) | ○加入者の基礎年金番号がわかるものまたはマイナンバーがわかるもの 【任意加入をする場合】 ○加入者の基礎年金番号がわかるものまたはマイナンバーがわかるもの ○本人又は国内協力者の通帳及び口座届出印 ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転出の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとおわせて担当課へお持ちください。 | 可 | 駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ①番窓口 (国民年金f-ム) ☎017-734-5352 | 浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金f-ム) ☎0172-62-1153 | |
| | 32 | 高齢・障害・遺族基礎年金を受給している方(支給停止中の方を含みません。) | | 説明 | 新住所地の年金事務所または市区町村で住所変更の手続をしてください。 | | | 新住所地の年金事務所または市区町村 | | |
| | 33 | 農業者年金を受給している方または加入している方 | | 説明 | 新住所地のJA(農業協同組合)で住所変更の手続をしてください。 | | | 新住所地のJA | | |
| 介護保険 | 34 | 要介護・要支援認定を受けていない方 | 当日受付は 転記 | 55 | 待機依頼 | 被保険者証の返還 | ○介護保険被保険者証 ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転出の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとおわせて担当課へお持ちください。 | 可 | 駅前庁舎(1階) 介護保険課 ①番窓口 (介護認定f-ム) ☎017-734-2308 | 浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-4番窓口 (介護保険f-ム) ☎0172-62-1134 |
| | 35 | 介護保険被保険者証をお持ちの方 要介護・要支援認定を受けている方 | 当日受付は 転記 | 56 | 待機依頼 | 被保険者証の返還、 負担割合証の返還 および 受給資格証明書の交付手続 | ○介護保険被保険者証 ○介護保険負担割合証 ※駅前庁舎市民課または浪岡庁舎市民課で転出の届出をした場合は、住民異動届のコピーをお渡ししますので、上記のものとおわせて担当課へお持ちください。 ※受給資格証明書の交付手続をしないで転出された方で、受給資格証明書が必要な場合は、担当課にお問い合わせください。 | 可 | 負担割合証については、 ⑧番窓口 (給付f-ム) ☎017-734-5362 | |
| 高齢者福祉 | 36 | ★ 高齢者福祉乗車証(いき・粋乗車証)をお持ちの方 ◆市営バス等を低料金でご利用できる乗車証です。 | 当日受付は 転記 | 57 | 回収 | 乗車証の返還 | ○高齢者福祉乗車証(いき・粋乗車証) | 可 | | |
| | 37 | 高齢者はり・きゆう・マッサージ施術受療券をお持ちの方 ◆はり・きゆう・マッサージ施術を受けた際に1,000円を助成します。 | | | 担当課 | 受療券の返還 | ○青森市高齢者はり・きゆう・マッサージ施術受療券つづり | 可 | 駅前庁舎(1階) 高齢者支援課 ⑩番窓口 (高齢福祉総務f-ム) ☎017-734-5326 | 浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-4番窓口 (介護保険f-ム) ☎0172-62-1134 |
| | 38 | 訪問理美容サービス利用券(在宅要介護高齢者)をお持ちの方 ◆訪問理美容サービスを1回1,000円でご利用できる券です。 | | | 担当課 | 理美容券の返還 | ○訪問理美容サービス利用券(在宅要介護高齢者) | 可 | | |

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

| No | あてはまる方はいますか? | チエック | 職員 総合窓口 使用欄 | 手続 | 本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際は担当課へ お問い合わせください。) | 代理人 による 手続に よる 完了 した | お 手 続 し て く だ さ い | お 手 続 し て 後 日 | 青森地区の 担当課 (お問い合わせ先) | 浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先) |
|----|--|-------------|-------------------|-----|---|--|---|---------------------------------|--|---|
| | | | | | | | | | | |
| 39 | 障がい者手帳をお持ちの方 ◆身体障害者手帳 ◆愛護手帳 ◆精神障害者保健福祉手帳 | | | 説明 | 新住所地で住所変更の手続をしてください。 | | | | | |
| 40 | ★青森市福祉乗車証をお持ちの方 | 当日受付は 転記 | 58 | 回収 | 乗車証の返還 | ○福祉乗車証 | 可 | | | |
| 41 | 自立支援医療受給者証をお持ちの方 ◆更生医療 ◆育成医療 精神通院医療は受給者証の返還は必要ありません。新住所地で転入の手続をしてください。 | | | 担当課 | 受給者証の返還 | ○更生医療受給者証または育成医療受給者証 | 可 | | | |
| 42 | 特別障害者手当・経過的福祉手当を受給している方 | | | 担当課 | 資格喪失手続 (氏名住所変更届) | | 可 | | 駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑩番窓口 (相談チーム) ☎017-734-5319 ☎017-734-2319 | |
| 43 | 障害児福祉手当を受給している方 | | | 担当課 | 資格喪失手続 (氏名住所変更届) | | 可 | | | 浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113 |
| 44 | 特別児童扶養手当を受給している保護者・養育者等が転出する、または対象児童が転出する | | | 担当課 | 住所変更手続 (特別児童扶養手当住所 変更届) | ※保護者・養育者等と対象児童が別住所の場合は担当課にお問い合わせください。 | 可 | | | |
| 45 | 青森市福祉タクシー・移送サービス利用券綴をお持ちの方 | | | 担当課 | 利用券綴の返還 | ○青森市福祉タクシー・移送サービス利用券綴 | 可 | | | |
| 46 | 青森市福祉自家用車給油券綴をお持ちの方 | | | 担当課 | 給油券綴の返還 | ○青森市福祉自家用車給油券綴 | 可 | | | |
| 47 | 訪問理美容サービス利用券(重度心身障害者)をお持ちの方 ◆訪問理美容サービスを1回1,000円でご利用できる券です。 | | | 担当課 | 理美容券の返還 | ○訪問理美容サービス利用券(重度心身障害者) | 可 | | | |
| 48 | 障害福祉サービス等受給者証をお持ちの方 ◆障害福祉サービス受給者証 ◆療養介護医療受給者証 ◆障害児通所受給者証 ◆肢体不自由児通所医療受給者証 | | | 担当課 | 受給者証の返還 | ○障害福祉サービス受給者証、療養介護医療受給者証、障害児通所受給者証、肢体不自由児通所医療受給者証のうち、お持ちのものすべて | 可 | | 駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑩番窓口 (障がい福祉チーム) ☎017-734-5327 | |

障がい

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

| No | あてはまる方はいますか? | | チエック | 職員 総合窓口 使用欄 | 手続 | 本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へ お問い合わせください。) | 代理人 による 手続に しまし ました | お手 続後 日付 して いた りま すか | 青森地区の 担当課 (お問い合わせ先) | 浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先) | |
|--------------------|--|---|-------------|-------------------|---|--|-------------------------------------|--|---------------------------|---|---|
| | 重度心身 障害者医 療費助成 受給者証 または受 給資格決 定通知書 をお持ち の方 | ★ 既に他の市区町村に 住んでいる、または 受給者証等を返還す る | | | | | | | | | |
| 障 が い | 49 | ★ 既に他の市区町村に 住んでいる、または 受給者証等を返還す る | 当日受付は転記 | 59 | 申・ 回収 | 受給者証または受給資格決定通知 書の返還 (青森市重度心身障害者医療費受給 者証等交付申請事項変更届) | ○青森市重度心身障害者医療費受給者証また は受給資格決定通知書 | 可 | | 駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成f-m) ☎017-734-5345 | 浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金f-m) ☎0172-62-1153 |
| | 50 | ★ 転出日前日までの受 給者証または受給資 格決定通知書の利用 を希望する | 当日受付は転記 | 60 | 申・ 預かり・ 待機依頼 | 受給者証または受給資格決定通知 書の修正 (青森市重度心身障害者医療費受給 者証等交付申請事項変更届) | | 可 | | | |
| 0歳から高校生年代のお子さんがいる方 | | | | | | | | | | | |
| 子 ど も | 51 | ★ 既に他の市区町村に 住んでいる、または 医療証を返還する | 当日受付は 転記 | 61 | 申・ 回収 | 医療証の返還 (青森市子ども医療費医療証交付申 請事項変更届) | ○青森市子ども医療費助成医療証 | 可 | | 駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成f-m) ☎017-734-5345 | 浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金f-m) ☎0172-62-1153 |
| | 52 | ★ 転出日前日までの医 療証の利用を希望す る | 当日受付は 転記 | 62 | 待 預 機 か 甲 申 ・ 転 記 | 医療証の修正 (青森市子ども医療費医療証交付申 請事項変更届) | | 可 | | | |
| | | 児童手当を受給して いる公務員 | | | | 説明 | 勤務先へ申請をしてください。 | | | | 受給者の勤務先 |
| | 53 | ★ 児童手当を受給して いる方および養育し ている児童全員が転 出する | 当日受付は 転記 | 63 | 申 | 消滅手続 (児童手当支給事由消滅届) | なし | 可 | | 駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (子育て家庭支援f-m) ☎017-734-5334 | 浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉f-m) ☎0172-62-1113 |
| | 54 | 上記のいずれにもあ てはまらない(受給 者のみ、児童のみの 転出など) | | | | 担当課 | 状況に応じて必要な手続が異なりますので、担当課へお問い合わせください。 | 可 | | | |
| 就学前のお子さんがいる方 | | | | | | | | | | | |
| 55 | 保育所、幼稚園、認定こども園 等を利用している児童が転出す る、または保護者が転出する | | | | 担当課 | 退所手続 (保育所等退所届、教育・保育給付 認定変更申請書、施設等利用給付 認定変更申請書) | ○保護者の認印(自署する場合は不要で す。) | 可 | | 駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (入所支援f-m) ☎017-734-5330 | 浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉f-m) ☎0172-62-1113 |

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

| No | あてはまる方はいますか? | チェック | 職 員 使 用 欄 総合窓口 | 手続 | 本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へ お問い合わせください。) | よ り 理 人 手 続 に し ま し た お 手 続 後 日 に お し ら せ て く だ さ い | 青森地区の 担当課 (お問い合わせ先) | 浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先) | |
|-----------------------|-------------------------------------|---------|-------------------------------|---|--|--|--|---|---|
| 56 | 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を利用している児童が転出する | | 担当課 | 消滅届 (令和7年度青森市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る消滅届) | なし | 不可 | 駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (入所支援チーム) ☎017-734-5330 | 浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113 | |
| 小学生のお子さんがいる方 | | | | | | | | | |
| 57 | 放課後児童会を利用している児童が転出する、または保護者が転出する | | 担当課 | 退会手続 (放課後児童会退会届) | なし | 可 | 駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (放課後子ども育成チーム) ☎017-734-5348 | 浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113 | |
| 小学生・中学生のお子さんがいる方 | | | | | | | | | |
| 58 | 小・中学校の転校をする | | 説明 | 新住所地の市区町村で転校手続をしてください。 ①②いずれも通学していた学校から交付されますので、転校先の学校に提出してください。 | ①在学証明書 ②教科用図書給与証明書 | | 駅前庁舎(3階) 学務課 ⑤番窓口 (学務チーム) ☎017-718-1414 | 浪岡庁舎(3階) 浪岡教育課 ⑫番窓口 (学務チーム) ☎0172-62-3003 | |
| 59 | 小・中学校の転校をしない | | 担当課 | 区域外就学手続 (区域外就学願) 手続は保護者の方に限ります。 | ○保護者の本人確認書類 ○転出後の住民票の写し | 不可 | 駅前庁舎(3階) 学務課 ⑤番窓口 (学務チーム) ☎017-718-1414 | 浪岡庁舎(3階) 浪岡教育課 ⑫番窓口 (学務チーム) ☎0172-62-3003 | |
| 小児慢性特定疾病医療費助成を受給している方 | | | | | | | | | |
| 60 | ★ 世帯の全員が転出する | 当日受付は転記 | 65 | 申請・回収 | 受給者証の返還 (小児慢性特定疾病医療中止届) | ○青森市小児慢性特定疾病医療費医療受給者証 (当日返還できない場合は後日担当課あてに郵送してください。) | 可 | 元気プラザ(1階) あおもり親子はぐくみプラザ (子育て親子支援チーム) ☎017-718-2987 | 浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-5番窓口 (健康推進チーム) ☎0172-62-1114 |
| 61 | 保護者が転出する、またはお子さんが転出する | | | 担当課 | 状況に応じて必要な手続が異なりますので、担当課へお問い合わせください。 | | 可 | ☎017-718-2987 | ☎0172-62-1114 |
| ひとり親家庭等に該当している方 | | | | | | | | | |
| 62 | ★ 既に他の市区町村に住んでいる、または受給資格証を返還する | 当日受付は転記 | 66 | 申請・回収 | 受給資格証の返還 (青森市ひとり親家庭等医療費受給資格変更(消滅)届) | | 可 | | |
| 63 | ★ 転出日前日までの受給資格証の利用を希望する | 当日受付は転記 | 67 | 待預かり・待機依頼 | 受給資格証の修正 (青森市ひとり親家庭等医療費受給資格変更(消滅)届) | ○青森市ひとり親家庭等医療費受給資格証 | 可 | 駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成チーム) ☎017-734-5345 | 浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153 |
| 64 | 受給者の一部が転出する | | | (発券) | 受給資格証の返還 (青森市ひとり親家庭等医療費受給資格変更(消滅)届) | | 可 | | |

子ども

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

| No | あてはまる方はいますか? | チェック | 職員使用欄 総合窓口 | 手続 | 本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へお問い合わせください。) | 代理人による手続に | 完了した | お手続して | 青森地区の担当課 (お問い合わせ先) | 浪岡地区の担当課 (お問い合わせ先) |
|-----------------|--------------|--|---------------|-----|--|--|------|-------|---|---|
| ひとり親家庭等に該当している方 | | | | | | | | | | |
| 子ども | 65 | 児童扶養手当を受給している方が転出する、または養育している児童が転出する | | 担当課 | 住所変更手続 (児童扶養手当住所変更届) または 額改定手続 (児童扶養手当額改定届) または 資格喪失手続 (児童扶養手当資格喪失届) | ○児童扶養手当証書(手当が支給停止となっているかたには、証書は発行されません。) ・転出予定日から14日以内に手続をしてください。 ・ 手当が支給停止となっているかとも届出が必要です。 | 不可 | | 駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (子育て家庭支援チーム) ☎017-734-5334 | 浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113 |
| | 66 | 青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金の借主、連帯借主、連帯保証人 | | 担当課 | 住所変更手続 (氏名等変更届) | ○届出人の認印(自署する場合は不要です。) | 可 | | | |
| その他 | 67 | 原動機付自転車、小型特殊自動車の登録をしている方 | | 担当課 | 名義変更申請 (軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書) または 廃車(ナンバー返納)手続 (軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書) | 郵送での受付可(詳しくは担当課にお問い合わせください。) 【名義変更の場合】 ○届出人の本人確認書類(運転免許証等) ○標識交付証明書 ○譲渡証明書 【廃車の場合】 ○届出人の本人確認書類(運転免許証等) ○ナンバープレート(無い場合は弁償金をいただきます。) ○標識交付証明書 ※普通自動車・小型自動車・小型二輪自動車・軽二輪自動車・大型特殊自動車を所有されている方は転出先の運輸支局・自動車検査登録事務所、軽自動車(二輪を除く)を所有されている方は転出先の軽自動車検査協会事務所での手続が必要です。 | 可 | | 駅前庁舎(2階) 市民税課 ③番窓口 (諸税チーム) ☎017-734-5192 | 浪岡庁舎(1階) 納税支援課 ③-2番窓口 (証明チーム) ☎0172-62-1186 |
| | 68 | 霊園を使用している方 ◆三内霊園 ◆月見野霊園 ◆八甲田霊園 ◆浪岡墓園 | | 担当課 | 住所変更手続 (使用権者住所変更届) および 市内居住者の代理人選定手続 (霊園埋葬場所使用権者代理人届又は代理人を選定できない旨の申請書) | | 可 | | 駅前庁舎(4階) 生活安心課 ①番窓口 (霊園管理運営チーム) ☎017-734-5277 | 浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口向かい (生活環境チーム) ☎0172-62-1140 |
| | 69 | 市営住宅を退去する方 | | 担当課 | 同居の方全員分の退去手続 (市営住宅返還届) または 一部の方の退去手続 (市営住宅同居親族異動届) | ※必要なものがある場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。 | 可 | | 駅前庁舎(3階) ⑩番窓口 市営住宅指定管理者 協同組合タックン ☎017-734-2381 | 浪岡庁舎(3階) 市営住宅指定管理者 (有)皆成建設 ☎0172-62-1167 |
| | 70 | 犬の登録をしている方 | | 説明 | 新住所地での登録事項変更手続 | ○犬の鑑札 ○狂犬病予防注射のお知らせハガキ ※以上のうちいずれか一つを持参し、新住所地の市区町村で手続をしてください。 | | | 青森市保健所 (別館1階) 生活衛生課 (生活環境衛生チーム) ☎017-765-5288 | 浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口向かい (生活環境チーム) ☎0172-62-1140 |
| | 71 | 水道の使用について | | 説明 | 料金を精算しますので、引越しの3~4日前までに担当課へ電話でお知らせください。(住所、氏名、領収書等に記載されている「お客さま番号」等が必要です。) また、インターネットからでも手続が可能です。詳しくは青森市ホームページをご覧ください。(ホームページ内検索用ページ番号:1001865) | | 可 | | 企業局水道部本庁舎 (1階) 水道部営業課 (検針チーム) ☎017-734-4281 | 浪岡庁舎(1階) 上下水道課 ⑤番窓口 (水道チーム) ☎0172-62-1143 |

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

| No | あてはまる方はいますか? | チェック | 総合窓口 職員使用欄 | 手続 | 本人による手続の際に必要なもの (代理人による手続の際には担当課へ お問い合わせください。) | 代 理 手 続 に よ り ま し た か | し ま し た か | お 手 続 し て 後 日 | 青森地区の 担当課 (お問い合わせ先) | 浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先) |
|----|---|------|---------------|-----|---|---|-----------------------|---------------------------------|--|---|
| | | | | | | | | | 青森地区の 担当課 (お問い合わせ先) | 浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先) |
| 72 | 市民図書館の利用者カードをお持ちの方 | | | 担当者 | 利用者カードの返還 | ○利用者カード | 可 | | アウガ(6~8階) 市民図書館 ☎017-776-2455 | 各市民センターおよび浪岡中央公民館でも |
| 73 | 浄化槽を使用している方 | | | 担当者 | 浄化槽の管理者が転出される場合は、担当課へお問い合わせください。 | | 可 | | 駅前庁舎(3階) 廃棄物・リサイクル課 ⑬番窓口 (廃棄物対策チーム) ☎017-718-1162 FAX: 017-718-1187 | |
| 74 | 市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、児童保育負担金、放課後児童会負担金の納付確認が必要な方 | | | 担当者 | 担当課へお問い合わせください。 | | 可 | | 駅前庁舎(2階) 納税支援課 ⑨番窓口 (徴収チーム) ☎017-734-5209 | 浪岡庁舎(1階) 納税支援課 ③-1番窓口 (収納チーム) ☎0172-62-1141 |
| 75 | 青森市内に固定資産(土地・家屋)を所有している方 国外へ転出する方 | | | 担当者 | 納税管理人申告書(固定資産税) ○本人確認書類(運転免許証等) ※法人の場合は、法人印の押印が必要となります。 | 可 | | | 駅前庁舎(2階) 資産税課 ⑤番窓口 (管理調整・償却資産チーム) ☎017-734-5200 | 浪岡庁舎(1階) 納税支援課 ③-2番窓口 (証明チーム) ☎0172-62-1186 |

《ご注意ください》

- ・「本人による手続の際に必要なもの」欄に「○マイナンバーがわかるものと本人確認書類」の記載がある手続は、以下のものを提示の上、申請・届出書等にマイナンバー(12桁の個人番号)の記入が必要となります。(手続によっては以下の例によらない場合もありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。)ただし、持参していない場合でも、手続をすることができる場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。

マイナンバーの確認に必要なもの

A 番号確認に必要なもの

- マイナンバーカード
- 通知カード(令和2年5月25日以降も、氏名住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合は、マイナンバーを証明する書類として使用できます。)
- 個人番号通知書など



B 本人の身元確認に必要なもの(本人確認書類)

- マイナンバーカード
- 官公署等から発行された顔写真付きの証明書(運転免許証、パスポート、障がい者手帳など)
- 次の書類のうち2種類を提示(・公的医療保険の資格確認書または被保険者証 ・国民年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・官公署等から発行された(A)氏名、(B)住所または生年月日が記された書類)

《各窓口の受付時間》

- ・駅前庁舎市民課(総合窓口) (平日 8:30~18:00) ※土曜日・第二日曜日(9:00~17:00)は各種証明書の発行、印鑑登録、戸籍届書の預かり(受理決定は翌平日の開庁日となります)、マイナンバーカードの交付(事前予約が必要)のみ行っています。
- ・浪岡庁舎市民課 (平日 8:30~18:00) ※土曜日(9:00~17:00)は各種証明書の発行、印鑑登録、戸籍届書の預かり(受理決定は翌平日の開庁日となります)のみ行っています。
- ・支所(浜館、奥内、原別、後潟、野内)、情報コーナー(中央、柳川、西部、油川、荒川、横内、東岳、高田) (平日 8:30~17:00)

※いずれの窓口も年末年始(12月29日~翌年1月3日)はお休みです。

※駅前庁舎と浪岡庁舎は、引越に伴う各種手続のため、3月下旬から4月上旬の土・日曜日も各窓口を開設します。開設する窓口及び開設日は年度により異なりますので、詳しくはお問い合わせいただくか、青森市ホームページをご参照ください。

令和8年1月14日更新